農地法の下限面積の撤廃について

農地法の下限面積の撤廃について　これからの地域農業の在り方に影響する内容が盛り込まれた、「農業経営強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）」が令和５年4月１日から施行されます。（改正のポイント）

農業従事者の減少が加速する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業を支援するため農地関連法が改正されました。主な内容として、農業経営基盤強化促進法の改正では、認定農業者や新規就農者の方々に対する支援が講じられていますが、これと合わせて農地法の一部改正も行われ、多様な人材の確保・育成を後押しする施策として、これまで規定されていた、農地の権利取得時に求めていた下限面積要件が撤廃されます。ただし、農地の権利取得に必要なそのほかの要件は、引き続き継続となりますのでご注意ください。